

新製品・新技術開発支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 新製品・新技術開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の中小企業者又は市内の中小企業者を中心とする連携体（以下「中小企業者等」という。）が行う新たな取組の中で、実用化が見込まれる事業に対し、研究開発から試作の設計、試験、展示会出展等、量産化前までの段階を対象に一貫した支援を行うことで、本市産業の競争力及び成長性を高め、地域経済の底上げ及び競争力強化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項及び第5項に規定する者をいう。

(2) 連携体 市内の中小企業者を代表者とし、ふくい嶺北連携中枢都市圏域内の中小企業者によって構成される2者以上の集合体をいう。

(補助金の区分)

第4条 市長は、次条に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる補助金を交付することができるものとする。この場

合において、当該補助金を併用して交付することはできない。

(1) 新製品・新技術開発支援補助金（産学連携枠）（以下「産学連携枠」という。）

(2) 新製品・新技術開発支援補助金（単独企業枠）（以下「単独企業枠」という。）

（補助対象者）

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める全ての要件に該当する者とする。

(1) 産学連携枠

ア 市内の中小企業者又は連携体（以下「中小企業者等」という。）にて次条第1項に規定する補助対象事業を行うこと。

イ 代表者となる中小企業者（以下「代表企業」という。）が市内に本店を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。

ウ 中小企業者等にて、日本国内の大学、高等専門学校又は国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同研究又は技術コンサルティングに取り組んでいる、又は取り組んでいたこと。

エ 中小企業者等が、過去3年以内に福井市の新事業創出支援補助金又は新製品・新技術開発支援補助金の交付を受けていないこと。

オ 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けていないこと。

カ 中小企業者等が市町税を滞納していないこと。

キ 中小企業者等が福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力

団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(2) 単独企業枠

ア 市内に本店を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。

イ 過去3年以内に福井市の新事業創出支援補助金又は新製品・新技術開発支援補助金の交付を受けていないこと。

ウ 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けていないこと。

エ 市税を滞納していないこと。

オ 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（補助金の交付）

第6条 市長は、第2条の目的を達成するため、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費であって、別表第1で定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税及び連携体内での取引を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業の内容、補助の限度額、補助率及び補助期間は別表第2に定めるとおりとする。

（補助対象事業の認定）

第7条 補助対象者が補助対象事業の認定を受けようとするときは、新製品・新技術開発支援事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に

提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定申請書が提出されたときは、申請の内容が第2条に規定する目的に適合し、かつ、補助対象事業の内容が適正であって妥当であるかを審査し、適当と認める者について認定をするものとする。

3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、認定申請書を提出した者に対し、新製品・新技術開発支援事業認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

（交付の申請等）

第8条 前条第3項の認定通知書を受けた者は、補助期間中において、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める日までに、新製品・新技術開発支援補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 認定通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合で、その内容について適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、新製品・新技術開発支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請期間)

第 9 条 補助金の交付の申請は、認定通知書を受け取った日から 30 日以内に行うものとする。

(補助金の概算払)

第 10 条 第 8 条第 3 項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業を実施する前に補助金の一部の支払いを受けなければ当該事業の実施が困難な場合は、新製品・新技術開発支援補助金概算払請求書（様式第 5 号）により、当該補助金の交付予定金額の 2 分の 1 の範囲内で概算払を請求することができる。

(事業進捗状況報告)

第 11 条 市長は、交付決定事業者に対し必要に応じ、補助対象事業の進捗状況について、新製品・新技術開発支援事業進捗状況報告書（様式第 6 号。以下「進捗状況報告書」という。）による報告を求めることができる。

(事業進捗状況の検証)

第 12 条 市長は、進捗状況報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の進捗状況等について検証し、交付決定事業者に対し、新製品・新技術開発支援事業進捗状況に関する意見書（様式第 7 号）により意見を述べるることができる。

2 交付決定事業者は、前項の意見を尊重し、必要があるときは、事業計画の変更を行うものとする。

(事業計画の変更)

第 13 条 交付決定事業者は、補助対象事業の計画を変更しようとするときは、新製品・新技術開発支援事業計画変更承認申請書

(様式第8号)に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、その変更の内容を審査し、適当と認めるときは、新製品・新技術開発支援事業計画変更承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。この場合において市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(中止又は廃止)

第14条 交付決定事業者は、交付決定後の事情の変化により、当該者が実施する補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、新製品・新技術開発支援事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第10号)に当該中止し、又は廃止しようとすることを証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 交付決定事業者は、交付の決定を受けた事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定がなされた年度の末日のいずれか早い日までに、新製品・新技術開発支援事業実績報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績概要書

(2) 収支決算書

(3) 納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し

(4) 補助対象経費の対象物が明らかになる写真又は現物

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、交付決定事業者から前条に規定する実績報告書が提出された場合、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は補助限度額のいずれか低い額とする。

3 市長は、補助金の額を確定したときは、新製品・新技術開発支援補助金額確定通知書（様式第12号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、新製品・新技術開発支援補助金交付請求書（様式第13号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、補助対象経費により取得した固定資産を、取得後10年を経過する日までの間は、除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りではない。

2 交付決定事業者は、固定資産を他の者に貸し付け又は譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) この要綱の規定に反したとき。

(5) 補助事業の目的に反したとき。

(6) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第20条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により、延滞金を納付しなければならない。

(事業状況の報告)

第 2 1 条 市長は、交付決定事業者に対し必要に応じ、補助対象事業の補助期間終了後の状況について、新製品・新技術開発支援補助金事業状況報告書（様式第 1 4 号）による報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第 2 2 条 市長は、必要に応じて、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

（補助対象事業の経理等）

第 2 3 条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日が属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに認定を受けた補助対象事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条 関 係)

経 費	補 助 対 象 経 費
原 材 料 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開 発 に 直 接 使 用 す る 主 要 原 材 料 又 は 副 資 材 の 購 入 に 要 す る 経 費
機 械 装 置 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開 発 に 必 要 な 機 械 装 置 を 購 入 又 は リ ー ス し た 場 合 に 要 す る 経 費
工 具 ・ 器 具 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開 発 に 必 要 な 工 具 又 は 器 具 の 購 入 、 試 作 、 改 良 又 は 据 付 け に 要 す る 経 費
外 注 加 工 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原 材 料 等 の 再 加 工 、 設 計 等 を 外 注 す る 場 合 に 要 す る 経 費
委 託 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成 分 分 析 、 効 果 試 験 等 を 委 託 す る 場 合 に 要 す る 経 費 ・ 新 製 品 、 新 技 術 又 は 新 サ ー ビ ス の 可 能 性 調 査 を 委 託 す る 場 合 に 要 す る 経 費 ・ パ ッ ケ ー ジ 等 の デ ザ イン を 委 託 す る 場 合 に 要 す る 経 費 ・ 展 示 会 に 係 る 一 定 の 業 務 を エ ー ジェント、企 画 会 社 等 へ 委 託 す る 場 合 に 要 す る 経 費
産 業 財 産 権 等 導 入 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産 業 財 産 権 の 導 入 に 要 す る 経 費
会 場 借 料 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展 示 会 場 又 は ブ ー ス 等 に 係 る 会 場 借 料
会 場 装 飾 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展 示 会 場 又 は ブ ー ス 等 の 装 飾 に 係 る 設 営 又 は 撤 去 に 要 す る 経 費 ・ 展 示 会 場 又 は ブ ー ス 等 の 装 飾 に 係 る 業 務 を 委

	<p>託する場合の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費
梱包運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材、サンプル等の梱包又は運搬に要する経費
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃 <p>鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を対象とする。</p> <p>船賃は、旅客運賃（等級を設ける船舶については、下級の運賃に限る。）を対象とする。</p> <p>航空賃は、旅客運賃（エコノミークラス料金に限る。）を対象とする（燃油サーチャージ、航空保険料、出入国税及び空港使用料を含む。）。</p> <p>バス運賃は、公共交通機関の利用のみを対象とする。</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット、カタログ等の印刷に係る経費 ・ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブ広告等 広告宣伝に係る経費

別表 2 (第 6 条 関 係)

補助金名	新製品・新技術開発支援 補助金（産学連携枠）	新製品・新技術開発支援 補助金（単独企業枠）
補助対象事業 の内容	産学連携の研究開発等の 成果の事業化を進めるも のであって、実用化が見 込まれるもの	新製品、新技術又は新サ ービスの開発であって、 実用化が見込まれるもの
補助の限度額	400万円	200万円
補助率	3分の2	3分の2
補助期間	交付決定日から同日が属する年度の末日まで。	

別表 3 (第 7 条 関 係)

区 分	必 要 書 類
産学連携枠	<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 事業収支計画書</p> <p>(3) 共同研究契約書等、連携していることが説明できる資料の写し</p> <p>(4) 個人の場合は、住民票の写し 連携体の場合であり、かつ、連携体を構成する者が個人の場合は、当該連携体を構成する者の住民票の写し</p> <p>(5) 法人の場合は、法人の登記事項証明書 連携体の場合であり、かつ、連携体を構成する者が法人の場合は、当該連携体を構成する者の法人の登記事項証明書</p> <p>(6) 市町税の全税目に係る納税証明書 連携体の場合は、構成する者すべての分</p> <p>(7) 直近 3 期分の決算報告書 連携体の場合は、代表企業分</p> <p>(8) 連携体の場合は、協定書等</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
単独企業枠	<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 事業収支計画書</p> <p>(3) 個人の場合は、住民票の写し</p>

	<p>(4) 法人の場合は、法人の登記事項証明書</p> <p>(5) 市町税の全税目に係る納税証明書</p> <p>(6) 直近3期分の決算報告書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類</p>
--	---